

○笠松町地方就職支援金交付要綱

令和6年9月20日告示第181号

改正

令和7年3月31日告示第77号

笠松町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 笠松町は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了した学生の笠松町への移住を伴う就職を支援するため、東京圏の大学等を卒業・修了して笠松町に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において笠松町地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業（以下「地方就職学生支援事業」という。）の実施に関し、笠松町補助金交付規則（昭和50年笠松町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、以下のとおりとする。

(1) 交通費

第4条第2号の要件を満たす就業先への採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額（1,000円未満切り捨て）とし、11,000円を上限とする。

(2) 移転費

第4条第2号の要件を満たす就業先への就職に伴い、笠松町へ移住するために要した移転費の額（1,000円未満切り捨て）とする。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限とする。

(交付回数)

第3条 交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(支援対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者は、申請時において、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等で、条件不利地域

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第１項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定による指定を受けた離島の地域、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条第１項の規定による指定を受けた半島地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条に規定する小笠原諸島をその区域とする市町村（指定都市を除く。）及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少率が１０％以上の市町村をいう。以下「条件不利地域」という。）を除く東京圏のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

（イ） 大学等の卒業・修了年度において、条件不利地域を除く東京圏に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

（ア） 笠松町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、岐阜県内に所在する企業に就業することが内定している場合も対象とする。

（イ） 支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、就業開始予定日前１年以内であること。

（ウ） 笠松町に支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。
ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に第４条第２号を満たす企業等に就職し、笠松町内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人又は外国人で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他町長が支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就業に関する要件

ア 就業先の企業に関する要件

（ア） 勤務地が岐阜県内に所在する企業等に、第４条第１号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから１年以内に就職していること。

(イ) 勤務地が岐阜県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 岐阜県内での勤務地限定型社員としての就業であること。た

だし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、岐阜県内での勤務地限定社員として就業する見込みであること。

(交付の申請)

第 5 条 支援金の申請しようとする者は、笠松町地方就職支援金交付申請書（様式第 1 号の 1、様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3）、就業（内定）証明書（様式第 2 号）、交通費又は移転費の領収書等の写し及び本人確認書類の写しに加え、要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の決定又は不交付の決定をしたときは、速やかに笠松町地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(支援金の交付)

第 7 条 前条により交付決定を行った者に対しては、申請から 1 か月以内に支援金の交付を行う。

(報告及び調査)

第 8 条 町長は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告を求め、又は調査することができる。

(返還請求)

第 9 条 町長は、第 7 条の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、町長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 支援金の申請日から1年以内に、支援金の要件を満たす企業へ就業しなかった場合
 - イ 支援金の申請日から1年以内に、笠松町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に笠松町に住民票がある場合を除く。）
 - ウ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - エ 笠松町への転入日、第4条第2号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に笠松町以外の市区町村に転出した場合
 - オ 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 半額の返還 笠松町への転入日、第4条第2号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に笠松町以外の市区町村に転出した場合（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の笠松町地方就職支援金交付要綱の規定は、施行日以後に申請した者に適用し、施行日前に申請した者については、なお従前の例による。